2　一九度以上二一度以下の温度範囲において、次の一及び二の特性を一二時間維持することができるもの

一　測定できる最大の測定レンジにおいて、分解能が〇・一マイクロメートル以下のもの

二　ドイツ技術者協会の規格（ＶＤＩ／ＶＤＥ二六一七）で定める測定方法により測定し、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに〇・〇〇〇五を乗じて得た数値に〇・二を加えた数値以下のもの

ハ　角度の変位を測定するものであって、ドイツ技術者協会の規格（ＶＤＩ／ＶＤＥ二六一七）で定める測定方法により測定した場合に、角度位置の偏差の最大値が〇・〇〇〇二五度以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）

ニ　曲面形状を有するものの長さ及び角度を同時に測定することができる測定装置であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）ドイツ技術者協会の規格（ＶＤＩ／ＶＤＥ二六一七）で定める測定方法により測定した場合に、測定軸の測定の不確かさの数値が測定距離五ミリメートル当たり三・五マイクロメートル以下のもの

（二）ドイツ技術者協会の規格（ＶＤＩ／ＶＤＥ二六一七）で定める測定方法により測定した場合に、角度位置の偏差の最大値が〇・〇二度以下のもの

十六　誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　真空誘導炉若しくは不活性ガスを用いる誘導炉（半導体ウエハーの加工用のものを除く。）であって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの又はこれらの電源装置であって、出力が五キロワット以上のもの

（一）炉の内部を八五〇度を超える温度にすることができるもの

（二）直径が六〇〇ミリメートル以下の誘導コイルを有するもの

（三）電源装置からの入力が五キロワット以上のもの

ロ　アーク炉であって、真空中若しくは不活性ガス中で金属を溶解して鋳造するもののうち、容量が一、〇〇〇立方センチメートル超二〇、〇〇〇立方センチメートル未満の消耗電極を有し、かつ、一、七〇〇度を超える温度で金属を溶解することができるもの又は電子計算機を用いた当該アーク炉用の制御装置若しくは監視装置

ハ　出力が五〇キロワット以上のプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉であって、真空中若しくは不活性ガス中で金属を溶解して鋳造するもののうち、一、二〇〇度を超える温度で金属を溶解することができるもの又は電子計算機を用いた当該溶解炉用の制御装置若しくは監視装置

十七　アイソスタチックプレスであって、次のイ及びロに該当するもの又はその制御装置若しくは当該アイソスタチックプレスに用いることができるように設計した型

イ　最大圧力が六九メガパスカル以上のもの

ロ　中空室の内径が一五二ミリメートルを超えるもの

十八　ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置